

全ての単組・支部で新人加入100%をめざす意思統一と取り組みの準備を

労働組合にとって、仲間を増やし、運動を広げることは要求を実現するために必要不可欠な基本的活動です。日本医労連が毎年5月に実施している組織実態調査の結果は、16万2694人となり、5年連続で減勢となっています。また、秋の拡大月間では、拡大目標6000人に及ばないだけでなく、拡大数・取り組み数がともに昨年の6割程度と厳しい状況となっています。

この状況を好転させ、17万医労連に早期回復するためには、労働組合活動の根幹である「対話」を広げる取り組みを工夫し、委縮せずに運動をすすめることが重要です。

春闘期の組織拡大、とりわけ新人加入100%の取り組みは、組織の増減の動向を決める重要な取り組み期間です。日本医労連では、3月～5月を春の組織拡大月間に設定し、組織拡大の取り組み強化・促進を呼びかけています。具体的には、秋・春の月間で呼びかけている、①非正規雇用労働者の組織化、②新人加入100%の取り組みの追求、③医労連共済の推進と併せた転・退職者の個人加盟労組への転入の3点を重点に取り組みを進めます。

4月には全国で約2万人の新人職員を迎えます。新人拡大は、年間拡大数の6割～7割を占める大変重要な取り組みです。全国の新人加入100%の経験が詰まったマニュアル「仲間をふやすにはBOOK(新歓パンフ)」を活用していただき、全ての単組・支部で新人加入100%をめざす意思統一と取り組みの具体化を進めましょう。24春闘がいよいよ本格始動していま

要求実現のカギは「仲間ふやし」

3月～5月・春の組織拡大月間

新歓グッズ

全ての組織で新人加入100%をめざす意思統一と新歓グッズを活用した新人説明会等の具体化を始めましょう。詳細は発116号「2024春『新人加入100%』の取り組みについて」をご参照ください。



▲クリアファイル(画面)

す。コロナ禍によって、医療・介護・福祉労働者の労働環境は厳しさを増し、職場には不満・不安が渦巻いています。しかし、大幅賃上げを実現する状況も生まれており、24春闘での労働組合の役割がこれまで以上に重要性を増しています。職場・暮らしが厳しい今だからこそ、「労働組合」に入って要求を実現しようの声を職場に広げるチャンスです。24春闘で組織拡大と要求前進を実現させるために、全国で一丸となって奮闘しましょう。

成功する秘訣はココ!

1 説明は手短に、楽しい雰囲気作りを



2 説明会会場の確保を



3 職場の先輩や青年部・女性部の協力を



4 案内状はひと手間かけて



▲3色ボールペン



▲リニューアルした新歓パンフ



▲新歓パンフはこちらから

24春闘すべての組合が
要求提出・ストライキ権確立は2月22日まで
要求提出・ストライキ権確立を

脈路

月一日はお互いに休みを合
わせて平日昼間
にお出かけをし
ましょう。そん
な妻との約束も
三月目にはネタも切れ能動的
に行ったことがないスポーツ
観戦を提案し、ガラにもない
と却下されたこの頃▼今月、
二十五年度の銀婚式。親兄弟と
暮らした年月よりも長い期
間、それまでの赤の他人同士
が共同生活を続けられている
事実感慨も。価値観の不一
致はあたりまえで、双方が継
続するための努力が必要と▼
私の方のそれで代表的なの
は、ここ二年くらいの週一固
定の夕食当番、火曜日カレー
の日。先述の休み合わせも昨
年秋からの新習慣。休む努力
は働き方改革にもなるか、は
置いても、心が少し軽くなる
のを実感▼時々、話しかけ
合ひ決めることでなんとか統
けられているの。という。あ
りふれた職場結婚の二人「こ
の前Aさんから聞いたのだけ
ど、あなた組合の学習会とか
で面白い話するらしいじゃな
い。家じやちっとも面白くな
いけど」▼冬のスポーツ観戦
はとりやめ、定年後セカンド
ライフの移住地を十年かけて
探す「ブレイメン」への道エ
クス計画」を提案し、海辺
がよいねと一致した、二十四
年の一月は小田原ドライブに
なりました▼どんぶりからは
み出す海鮮がき揚げ丼を食べ
きれぬ妻の介抱でポイントを
稼ぎ▼ソキイチデートの習慣
で「つまらない男」からの卒
業なるか。真価が問われる春
闘がやってきます。

『みんなの助けあいアンケート』の活用を

新歓で共済の魅力を伝えよう

今年も新歓が近づいてきました。単組・支部を大きく元気にするためには、新しい仲間を迎え入れる新歓の成功がとて大切でです。医労連共済を活用して、新歓を成功させていきましょう。

新人も将来の備えに関心あり

宣伝物・助成制度の活用を

【新歓チラシ】

この間、医労連共済が取り組んでいる「みんなの助けあいアンケート」では、約半数の方が共済制度に興味を示して、資料や説明を求めています。資料を持ち帰った新入職員が、保険に詳しいご両親から「こんなに良いものはないから加入しておきなさい」と勧められて、組合・共済に加入するケースもあります。

【助けあいアンケート】

新歓の取り組みで医労連共済をしっかり活用して、単組・支部に新しい仲間を迎えま

新人と対話する機会を増やすためのアンケートです。アンケート回答を寄せた新入職員に、後日クオカードや共済

対話のツールに医労連共済

ネット保険のCMや、街角

パンフ、共済説明会のご案内を届けながら対話することができます。

【共済プレゼント】

新入職員に一定期間、掛金負担なしにセット共済7型などに加入してもらう取り組みです。多くの場合は、4月入職の方に5月・6月の2カ月間、セット7型をプレゼント

しています。単組・支部で月920円の掛金を負担することになります。医労連共済から月1千円分のクオカードをお送りします。加入後に魅力

を再度伝えれば、7月から継続加入するケースが大半となっています。

得意とするところです。

今年の新入職員の採用は、採用枠分の確保が出来ず、

昨年より減る可能性があります。

新人加入100%、共済加入推進にむけて、宣伝物や

企画の準備をしっかり進めま

しょう。

面販売となっています。対面

・対話は労働組合がもっとも

▼新歓リーフ



仲間を増やして勝ち取ろう 24春闘均等待遇実現学習会

日本医労連非正規雇用対策委員会は、1月23日にオンラインで、24春闘均等待遇実現学習会を開催し、現地・オンラインを合わせて56人が参加しました。

均等待遇、大幅賃上げ勝ち取る春闘に

集会は、菅原忠副委員長の「この春闘で非正規雇用労働者の賃上げ、均等待遇を勝ち取ろう」という開会あいさつでスタートしました。

問題提起では非正規雇用労働者の賃金労働条件が低く据え置かれている現状や、勝ち取られてきた様々な均等待遇の状況を共有しました。また24春闘に向けて、均等待遇実現の手引きなどを活用して学習をすすめる、仲間を増やしな

ら賃上げ・均等待遇の実現を勝ち取ろうと呼びかけました。

北海道と三重県からの特別報告

北海道からは、北海道内の均等待遇実現に向けた取り組みを報告。正規雇用と非正規雇用の賃金労働条件の比較表を作成し、不合理な格差を洗い出して改善させる取り組みや、北海道勤労者のパート部の取り組みなどを報告しました。

三重からは、同じ職場で働く仲間が一人だけ賃金格差をつけられていることに対して改善を求めたたかっていることを報告。労働組合として力を寄せ合い、話し合いながらたたかっていく決意を語りました。

労働組合で自分たちの条件をかえることができる

集会の終わりには、青山光中央執行委員長が、「労働組合

を知らせて、声をかけあって要求実現に向けてがんばろう」とあいさつし、菅原副委員長の団結カンパロウで学習会を終えました。



私たちの運動の成果 必ず！補助金を支給させて 賃金改善しよう

介護職員処遇改善支援補助金と看護補助者処遇改善事業補助金の申請が開始しました。

介護職員処遇改善支援補助金

昨年（23年）2月、介護職員の処遇を3%（9000円）程度改善することを目的に、介護職員処遇改善支援補助金が創設されました（現在は介護報酬の加算）。しかし、23春闘の世間的な賃上げ動向をふまえ、全産業と賃上げ率に差がついたことから、賃上げ措置が必要であることなどを理由に、さらに介護職員の賃金を2%（月額6000円）程度引き上げすることを目的に創設されました（24年6月からは介護報酬の加算）。

介護職員処遇改善支援補助金は、申請可能な事業所が、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付されます。

介護補助金の取得にあたっては、事業者が介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書を作成して、都道府県に提出します。計画書には、処遇改善支援補助金の見込額（24年2月～5月分）、賃金改善の見込額（24年2月～5月分）などの賃金改善計画についてなどを記入します。尚、厚労省が老発0125第5号「令和5年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」では、賃金改善の方法として、「ベースアップを基本とする」と記載されています。

看護補助者処遇改善事業補助金

看護補助者処遇改善事業補助金は、医療分野で働く看護補助者の給与水準が低く据え置かれている状況から、人材確保や定着が困難となっていることへの対策を目的に実施されることになりました。

補助金額は、1人当たり月額平均6000円の賃上げ相当額として、病院及び有床診療所であって看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関が対象となります。

取得にあたっての手続きは、対象医療機関の所在する都道府県に対して賃金改善を実施する旨の用紙を提出した上で、2月中旬に申請の申出を行い、令和6年6月（都道府県が定める日）までに、都道府県に対して、処遇改善計画書などを提出することとされています。またこの補助金は、対象看護補助者の原則として、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てることと記載されています。ただし、2月・3月分の改善については、就業規則等の変更にかかる場合の対応として一時金等で支給することを可としています。

※介護職員処遇改善支援補助金は、昨年創設された「介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、ペア加算）」を算定していることが条件となっています。ペア加算を算定していない事業所はペア加算と合わせた申請が必要です。

▶みんなの助けあいアンケート

24春の母性保護月間 取り組みもう

3月～5月は「母性保護月間」です。笑顔で働き続けるために、積極的な学習と母性保護月間グッズを活用した意識的な取り組みをお願いいたします。(発第132号)

- 1) 女性協「みんなの権利ノート」を活用しよう
- 女性の権利ノートと育メンノートの合体・改定版を作成しました。①すべての職員に配布、②学習、③ハラスメント実態チェックし、職場環境改善に大いに活用しましょう。
- 2) 年休・生理休暇・連休の「3休とろう」の取り組み
- 母性保護の学習と、ポテッカーやウェットティッシュなどのグッズも活用し3休取得強化に取り組みましょう。
また24春闘要求書に女性の要求を盛り込み、権利とそれが守られる大幅増員を勝ち取りましょう。
- 3) ジェンダー平等を実現する取り組み
- 「ジェンダー平等ガイドブック」などを活用し、職場改善にいかしましょう。また、婦団連の提起する4署名にも取り組みましょう。
- 4) 全労連女性部24春闘の取り組みに結集しよう
- 全労連女性部2024年国民春闘の取り組み、「一言カード」「24春闘チラシ」「ハラスメントなくそう学習・宣伝チラシ」など活用し、キャンペーンに取り組み運動を展開していきましょう。(発106号)

「みんなの権利ノート」1部1200円

2024年版

みんなの権利ノート

～母性保護と両立支援～

日本医労連女性協議会

「ハラスメントのない笑顔の職場に」

3休とろう

年休・生休・連休

労働組合に入って権利を
守ろう！

日本医労連女性協議会

「除菌ウェットティッシュ」

併せてご活用ください

※1個30円になりました

みんなの権利ノートは2
月下旬完成です。見本とし
て加盟組織に各2部配布い
たします。事前注文分は直
送いたします。注文書及び、
本文中で紹介した署名やチ
ラシは、日本医労連ホーム
ページ「女性協」ページに
アップいたします。



日本医労連精神部会は1月29日、精神保健医療福祉の充実を求め厚労省要請行動を行いました。併せて同日午後からは、「精神科職場で働く人のアンケート調査」結果の記者発表を行いました。

厚労省要請行動・記者発表

どうして精神と一般で差が？

精神部会は年に2回、精神保健医療福祉の充実を求め、厚労省要請行動を行っています。今回は主に、精神科病院の人員配置基準や職員の処遇改善、患者の権利擁護、地域移行などを要請しました。

精神科病院の配置基準が一般病院に比べ低い配置基準が認められていることや、日当円に差があることを指摘。その上で人員確保や賃金格差解消のためにも、まずはそれらを一般病院と同水準に引き上げるよう求めました。

精神科医療の地域移行については、患者とともに医療従事者の雇用も守り、地域で働き続けられる仕組みをつくるよう求めました。

日本と海外の隔離拘束数の差について厚労省は、「カウソントの仕方が違うので現状比較ができないという意見もある」と述べました。これについて部会からは、「単に方法が違うだけで埋められる差ではない。現実問題として隔離拘束が多い実態に真摯に向き合っていかなければいけない」と強調しました。

休憩も取れず走り回る夜勤

同日午後からは厚労記者会にて、「精神科病院で働く人のアンケート調査」結果と、

午前中の厚労省要請行動について記者発表を行いました。アンケート調査の結果発表では、「精神科職場で働くことのやりがいについて」の結果と、「患者・利用者本位の医療やケアの提供について」の結果を報告しました。

いずれの回答も、人員不足の影響が見られるとした分析結果を報告し、改めて「国の責任での処遇改善が必要であり、患者のためにも現場で働く立場から改善を訴えていき

たい」と発言しました。その他、石川県から参加した看護師は、夜勤帯では60人の患者を2人のスタッフでみており、休憩も取れず絶えず走り回っている状態である、と現場の様子を訴えました。会場場にはテレビカメラも含め記者が11人取材に訪れ、同夕18時からのNHKニュース内で放映されました。(調査結果の詳細は医労連ホームページ▼各種調査結果▼その他、に載せています)



厚労省に要請書を手渡す
佐々木和敏精神部会長

憲法平和
まなば
Night!
オンラインセミナー

一セミナーはYouTubeで見ることができます一

第1回 導入講座「医療労働者と戦争」
講師：五十嵐真理子（全日赤中央執行委員長）
<https://youtu.be/ORFFRjYpt8k>



第2回 「憲法って何？」
～四谷姉妹「けんぼうの詩」の歌詞から学ぶ～
講師：中川克之（弁護士・東京法律事務所）
<https://youtu.be/JBqJWbc3shA>



第3回 「安保三文書と私たちの暮らし」
講師：山内志織（弁護士・東京法律事務所）
<https://youtu.be/8d80WX33zxA>



第5回 「憲法は実現できる
～最近の憲法訴訟の紹介も含め～」
講師：岸朋弘（弁護士・東京法律事務所）
<https://youtu.be/w7ImYLVlvtk>



第6回 「憲法9条をとりまく情勢
～私たちにできることは？～」
講師：浅野ひとみ（弁護士・東京法律事務所）
https://youtu.be/f1F3uwy_W40



(※第4回は機材トラブルによりデータがないため配信できません、ご了承ください)

私たちにできること～普段から何ができるか、考えていきましょう～

- ①学習会で（参加や参加を呼びかける）
- ②アピール行動で（パレード等に参加する）
- ③メディアを通じて（ニュースをSNSで拡散する）



浅野弁護士

本部と改名したり、2023年には憲法改正を「先送りのできない重要な課題」と位置づけ、積極的な議論を期待する旨を表明しました。そして日本維新の会や国民民主党ら改憲派野党は、自民党以上に改憲を後押ししていると指摘。憲法審査会においても改憲派は、憲法54条で既に定められている「緊急事態下における国会議員任期延長」にふれ、時の政党が恣意的な判断を下せるようにする動きをみせた」と告発しました。

浅野弁護士は、「世論は改憲を望んでいないが国会内では改憲の議論が進み、世論と改憲の機運の高まりにギャップがある」と話しました。そしてコロナ禍を経て、医療従事者に対する世間の共感も増しているため、医療従事者が「もっと医療にお金を使ってほしい。医療従事者にお金を使っほしい」と、生の声を訴えることが大事だと激励を述べました。



令和6年能登半島地震発生から1カ月となった2月1日、日本医労連・佐々木悦子中央執行委員長と五十嵐建一中執は、石川県医労連へ義援金を届けるとともに(写真左)、被災地・七尾市内の



加盟組織(全医労七尾支部・恵寿総合病院労組・愛育会松原病院労組七尾支部)に支援物資を届け、金沢市内の単組・支部に激励訪問しました。七尾市内の各単組・支部には、激励と共に飲料水をはじめ、紙コップ、ドラ

石川県医労連に 義援金と支援物資届ける

中、生活していくために洗濯やお風呂など水が必要な場合は、1時間半かけて金沢や、1時間かけて富山の氷見市まで行くしかなく負担となっています。また、住居が全壊してしまった職員の中には、病院内で生活をして

いたリ、ウィークリーマンションで仮住まいをしている方もいるとのことでした。金沢市内の加盟組織には、激励と共に色紙を渡してきました(写真上)。直接、地震による被害の少なかった金沢市内の避難所では、1・5次、2次避難者が身を寄せる中、病院では5%増しの病床を確保するよう県からの指示を受け、職員はその対応に追われている状況でした。



地震の備えも医労連共済

安い掛金の地震特約

地震特約の掛金は、

能登半島地震が発生し、医労連共済の地震特約にもお問合せがきています。医労連共済だけでなく民間保険でも、火災の基本契約だけでは地震の被害への支払いはありません。被害が火災によるものでも、その発生原因が地震の場合は、火災の基本契約だけでは対象外となります。万が一に備えて火災共済には地震特約をつけることをお勧めします。

地震特約の特徴

地震に関する保障は通常の火災と違って、全壊の場合で1口3万円・建物と家財あわせて9百万円が限度額になります。限度額の設定は、地震被害が広範囲で大規模になる性質上、他でも同様の仕組みがあります。ご理解をお願いします。

医労連共済だよ!

地震には地震特約

能登半島地震が発生

し、医労連共済の地震特約にもお問合せがきています。例えは、木造40坪の建物で満口加入の場合、基本契約の月掛金は1千4百円で、地震特約も1千4百円となります。全国どこでも掛金は同額です。

大幅賃上げ勝ち取る春闘に

24国民春闘勝利!総決起集会

1月31日、日本医労連は国民春闘共闘委員会と東京春闘共闘会議が開催する「2024年国民春闘勝利!1・31総決起集会」に参加。米沢哲書記次長が決意表明を行いました。



米沢書記次長は、「歴史的な物価高騰もあって他の産業では賃上げが実現している中で、医療・介護分野は取り残されてしまった。今春闘は、医療・介護・福祉サービスの報酬改定のなかでむかえる。報酬改定に『ベア』を盛り込

ませたことは、私たちが勝ち取った運動の成果。労働組合が作り出した情勢を大いに生かし、たたかって大幅賃上げを勝ち取るために奮闘したい」と決意を述べました。

医療の眼

2月4日投票で行われた京都市長選挙は、私たちが支援決定した無所属市民派の福山和人さんが、与野党相乗りで担いだ候補者と接戦となり、当選まであと一歩と迫りましたが、残念ながら惜敗しました。しかし、この大奮闘の背景には、福山さんの人柄や政策に共感した市民も多かったこと他に、いまの自民・公明与党に維新の会や国民民主党が競い合って憲法改悪を推し進めようとして、アベノミクスなどの失政によって労働者の実質賃金は20カ月以上も下がり続け、困難を極めている国民生活を顧みることもなく、軍事費には際限なく税金を使い続け、そして次々と明らかになっている「政治とカネ」にまつわる腐敗政治など、いまの悪政への反発もあると思います。

いまの悪政からの転換を職場で本気に呼びかけよう

いことにつながる問題であり、改めて深刻に受け止める必要があります。当然この傾向は、京都市に限らず全国的な傾向であり、直近の国政選挙の投票率では、21年の衆院議員選挙55・93%、22年の参院議員選挙52・05%であり、やはり有権者の半数近くが棄権しています。直近の衆院議員選挙の投票率を年代別にみると、30歳以下の投票率は過半数を割り込んでいる(10代43・21%、20代36・50%、30代47・12%)ことが特徴的です。

政治や社会は変えられる

若い世代が選挙に行かない理由としてよく挙げられていることは、「選挙に行っても何も変わらないと思う」など、自身が関わっても無駄と考えている国民生活を顧みることなく、軍事費には際限なく税金を使い続け、そして次々と明らかになっている「政治とカネ」にまつわる腐敗政治など、いまの悪政への反発もあると思います。

一方で、選挙結果を冷静に見れば、投票率は前回を上回ったとはいえ41・68%と、過半数の6割近い有権者が棄権する結果となっています。市長の政策が市政に与える影響は、当然大きなものがありますが、その市長選挙に棄権する市民がこれだけ多いことは、政治に関心がある無しの問題以前に、市民として自らの生活環境に関心を示さない(21年6月発表)。

一方、「自分の将来は明るい」と考えている割合が最も低く、「自分の将来に不安を感じている」「自分はダメな人間だ」と思うところがある割合が最も高くなっています(23年6月発表)。報告書の考察では、「肯定的自己理解の促進」が必要だとしています。

医労連の運動の歴史は、仲間を増やし、世論を広げ、国民共通の制度政策要求を掲げて政治を動かしてきた成果がたくさんあります。コロナ禍でも、「いのち署名」や「報酬引き上げの団体署名」などに取り組み、ケア労働者の賃上げや、医療・介護事業所への補助金など、多くの要求を実現してきました。いまの悪政を変えたいと思っ